

島根県報

号外第八一号
平成十四年八月一日
(木曜日)

(木曜日)

税及び事業税については連結納税の承認を受けた法人であっても従前どおり単体法人を納税単位とされたことに伴い、所要の改正を行うこととした。(第十三条・第十九条・附則第七項・第十一項関係)

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則(規則第七二号)

一 規則の概要

法人税の連結納税制度の導入に伴う地方税法及び島根県県税条例の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。(第三十二条・第三十六条—第三十八条・様式関係)

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

公布された条例等のあらまし

◇特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する

条例(条例第五一号)

一 条例の概要

法人税における連結納税制度の創設に伴う地方税法の改正に伴い、法人の事業税の課税免除又は不均一課税を受けようとする場合の申請期限に連結法人に係る延長申告の期限を追加することとした。(第十三条関係)

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県県税条例の一部を改正する条例(条例第五二号)

一 条例の概要

法人税における連結納税制度の導入に伴う地方税法の改正により、法人の県民

条

例

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年八月一日

島根県知事 澄田信義

島根県条例第五十一号

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（昭和四十八年島根県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「同条第四項」を「同条第六項」に、「若しくは第三項（第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。）」を「、第三項（第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。）、第四項（第七十二条の二十五第七項（第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。）及び第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五項（第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。）」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例第十三条第一項第一号の規定は、

平成十五年三月三十日以後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

島根県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年八月一日

島根県知事 澄田信義

島根県条例第五十二号

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和五十一年島根県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第十三条の表第一号中「資本積立金額」の下に「又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本積立金額」を加え、「第六条の二十三」を「第六条の二十三の二」に改める。

第十九条第一項中「第二十一条の八」を「第二十一条の七」に、「又は総収入金額並びに必要な経費に算入されない部分及びその他の部分を」を「若しくは個別帰属益金額及び個別帰属損金額又は総収入金額及び必要な経費に算入されない部分とその他の部分に」に改める。

附則第七項中「各事業年度分」の下に「、各連結事業年度分」を加え、附則第八項中「法人税額」の下に「又は個別帰属法人税額」を加え、附則第九項中「掲げる日」の下に「、各連結事業年度分の法人税割額を申告納付すべき法人にあつては同項第一号の三に掲げる日」を加え、附則第十項中「法人税額」の下に「又は個別帰属法人税額」を加え、附則第十一項中「事業年度」の下に「、連結事業年度」を、「法人税額」の下に「又は個別帰属法人税額」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の島根県県税条例（以下「新条例」という。）第十三条及び附則第七項から第十一項までの規定は、平成十五年三月三十一日以後に終了する事業年度分の法人の県民税、同日以後に終了する連結事業年度分の法人の県民税及び同日以後に終了する計算期間分の法人の県民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の県民税及び同日前に終了した計算期間分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

3 新条例第十九条第一項の規定は、平成十五年三月三十一日以後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

規 則

第三十六条の表第九号中「法人税額」の下に「又は個別帰属法人税額」を加える。
 第三十七条中「同条第四項」を「同条第六項」に、「及び法第七十二条の二十五第三項（法第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。）」を「、第三項（法第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。）、第四項（法第七十二条の二十八第二項（法第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。）及び第五項（法第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。）」に改める。

島根県規則第七十二号

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則（昭和五十一年島根県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中「第五十三条第六項」を「第五十三条第二十四項」に改める。

第三十八条第三項中「同条第四項」を「同条第六項」に、「若しくは第三項（法第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。）」を「、第三項（法第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。）、第四項（法第七十二条の二十五第七項（法第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。）及び法第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。）」に改める。

「一項にねこて連田する豈合せゆむ。」抑へば深田項（法深七十）「深の」「十六深」「項にねこて連田する豈合せゆむ。」」とある。

深田の連田やたのめいに改ぬ。

備考

- 特定信託に係る法人の県民税又は法人の事業税について申請する場合には、「氏名又は名称」欄には特定信託の名称を併記し、「事業年度」とあるのは「特定信託の計算期間」と読み替えて記載すること。

- 連結法人が法人の県民税について申請する場合には、「事業年度」とあるのは「連結事業年度」と読み替えて記載すること。

深田の連田及ぶ深田の連田「事業年度又は計算期間」や「事業年度、連結事業年度又は計算期間」をある。

深田の「連田」深田の連田「事業年度（計算期間）終期」や

「事業年度（連結事業年度、計算期間）終期」をある。

深田の「連田」の「連田」「事業年度」や「事業年度又は連結事業年度」は、「法人税の所得を基準としたものは税務官署が更正、決定の通知をした日」や「法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（連結子法人の場合）にあつては、連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと）によるものは当該修正申告書を提出した日又は国税の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日」をある。

深田の「連田」をある。

資本等の金額 事業年度 連結事業年度	資本金額又は出資金額 月 日から 月 日まで	円 円 円
	資本積立金額又は 連結個別資本積立金額 月 日から 月 日まで	円 円 円

島根県以外に事務所等（本店を含む。）を有する都道府県数	（年　月　日から　月　日まで）の事業年度から　月）・無
申告期限延長の有無	（年　月　日から　月　日まで）の事業年度から　月）・無

は

島根県以外に事務所等（本店を含む。）を有する都道府県数	（連田親法人の名称及び本店所在地）・無
法人税法における連結納税の適用の有無	（年　月　日から　月　日まで）の事業年度から　月）・無

は、回連田の連田をある。

は、回連田の連田をある。

資本等の金額 事業年度	資本金額又は出資金額 月　日から　月　日まで
	円 や

(裏)

記載要領

- 「設立（設置）年月日」欄は、設立の場合にあつては登記簿に記載されている登記年月日を、設置の場合にあつては島根県内に事務所等を設置した年月日を記載してください。
- 「連結事業年度」欄は、法人税法における連結親法人の事業年度開始の日からその終了の日までの期間を記載してください。
- 「事業の種類及び主要生産（取扱）品」欄は、事業の種類、主要生産（取扱）品を具体的に記載してください。なお、2以上の事業を行う場合はそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付してください。
- 「島根県内の主たる事務所等の名称及び所在地」欄は、島根県外に本店の所在する法人のみが記載してください。
- 「その他島根県内の従たる事務所等の名称及び所在地」欄は、島根県内に本店が所在する法人にあつては本店以外に事務所等を有する場合に、島根県外に本店の所在する法人にあつては上記3以外に事務所等を有する場合に記載してください。
- 「法人税法における連結納税の適用の有無」欄は、既に法人税法第4条の2の規定により連結納税の承認を受けている法人にあつては、有に○印を付してください。なお、当該法人が連結子法人である場合には、連結親法人の名称及び本店所在地を記載してください。
- 「申告期限延長の有無」欄は、島根県外に本店の所在する法人が島根県内に事務所等を設置した場合において、既に地方税法第72条の25第3項（同法第72条の28第2項において準用する場合を含む。）及び法人税法第75条の2第1項（同法第145条第1項において準用する場合を含む。）又は地方税法第72条の25第5項（同法第72条の28第2項において準用する場合を含む。）及び法人税法第81条の24第1項の規定により申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合にあつては有に○印を付して、延長された最初の事業年度又は連結事業年度及び延長月数を記載してください。
- 「申告書送付先名称及び所在地」欄は、申告書の送付を本店以外の場所で受けようとする場合に記載してください。

第119号の1様式

区分	解散 (該当するものを○で囲んでください。)	清算結了 (被)合併 事務所等廃止 その他の変更 (該当するものを○で囲んでください。)
事業年度		
連結事業年度		
連結親法人の名称 及び本店所在地		
合併先法人の名称 及び本店所在地		
合併先法人の名称 及び本店所在地		
連結納税の適用開始 (終了)の理由		

第五十九号様式「事業年度」や「事業年度又は連結事業年度」を始め。
第八十九号様式「事業年度」や「事業年度又は連結事業年度」を始め、回
様式裏面の「事業年度」や「事業年度又は連結事業年度」と「法人税の所得を基準とし
れる。

に改
を

たものは税務官署が更正、決定の通知をした日」や「法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（連結子法人の場合にあっては、連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと）によるものは当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日」である。

第九十卯様式「法人税額」や「法人税額又は個別帰属法人税額」と「事業年度」や「事業年度、連結事業年度」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正後の島根県県税条例施行規則（以下「新規則」といふ。）第三十一條及び第三十六條の規定は、平成十五年三月三十一日以後に終了する事業年度分の法人の県民税、同日以後に終了する連結事業年度分の法人の県民税及び同日以後に終了する計算期間分の法人の県民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の県民税及び同日前に終了した計算期間分の法人の県民税については、なお従前の例による。

3 新規則第三十七條及び第三十八条第三項の規定は、平成十五年三月三十一日以後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

4 この規則による改正前の島根県県税条例施行規則の規定により作成した用紙での規則の施行の際現に残存するもののうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

平成14年8月1日

島根県報

号外第81号 (8)

平成十四年八月一日印刷

毎週火・金曜日発行

発行者

島

根

県

印發行所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月

金一千四百二十円(送料共)